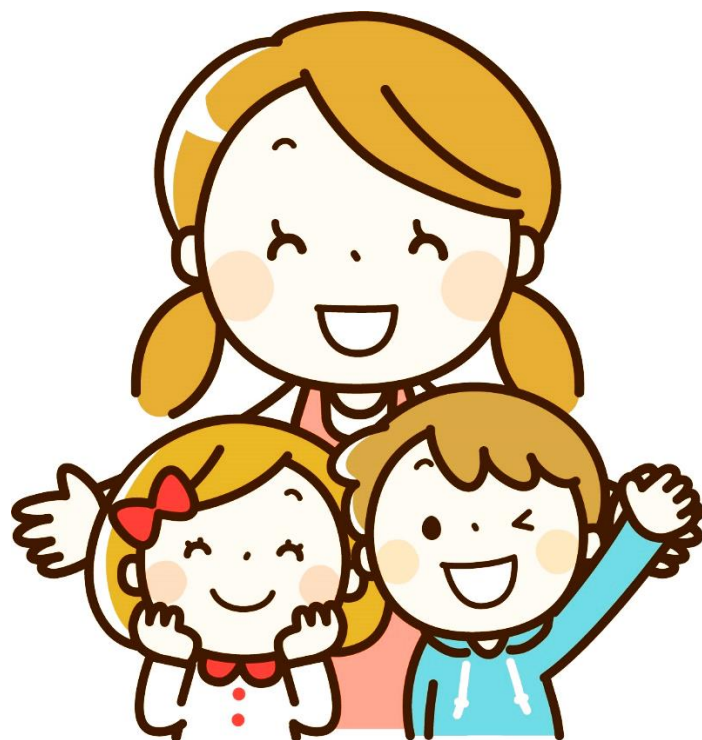


森町職員の給料・手当、勤務時間、休暇  
制度について  
(保育士募集資料)



## はじめに

本資料に記載されている、給料、手当、休暇等の制度は令和5年4月1日現在のものであり、将来にわたり保障するものではありません。

森町職員の給与、休暇の制度は国家公務員の制度に準拠しています。国家公務員の給与制度は例年8月に出される人事院勧告を基に国会で審議され法案が可決されると給与改定が行われます。

森町においても人事院勧告が出された時には、国の法律が改正されるものとして森町職員労働組合へ給与改定内容を提案・協議行った後、関係条例を議会へ提出し可決されれば森町職員の給与も改定されます。

## 1. 給料（本俸）について

### ・初任給

新採用者の初任給は学歴（高卒、短大、大卒）に応じ決定しています。なお職歴のある職員は学歴のほか採用前の職歴を加算し初任給を決定しています。

【参考】 2年制短大卒業者の初任給・・・167,100円

・給料支給日 毎月21日（支給日が土日祝日の場合はその前日）

・支給方法 □座振込みのみ

### ・昇給、昇格

#### 昇給

昇給日・・・毎年1月1日

病気休暇等の取得日数が一定を超えた場合や、懲戒処分等を受けた場合等は調整されます。

#### 昇格

昇任などにより、職務の級が上がることを昇格といいます。保育所長等に昇任する場合を除き、昇格は原則として1月1日の定期昇給日に昇格します。

### 職務の級と職名（行政職給料表 一般事務・保育士）

職務の級	代表的な職名
1級	主事（1級25号俸以上）、主事補（1級24号俸以下）
2級	主事
3級	主任
4級	係長、主査（主任保育士）
5級	課長補佐（保育所長）
6級	課長

## 2. 旅費

公務出張をした場合は旅費が支給されます。（渡島、檜山管内の出張除く）旅費は日当や交通費のほか宿泊した場合は宿泊費が支給されます。

### 3. 各種手当（以下一般的なものを記載）

#### ・扶養手当

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する手当です。

#### 対象者

- (1) 配偶者
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

#### 手当額

対象者	月 額
配偶者	6,500 円
子	10,000 円
父母等	6,500 円

高校生以上から22歳を超えた最初の3月31日までは特定扶養として5,000円加算

#### ・通勤手当

通勤手当は通勤距離が2km以上で自家用車又は公共交通機関を利用する職員に対して支給する手当です。（徒歩通勤には支給されません。）

#### 手当額

区 分	月 額
ア 使用距離が片道5キロメートル未満	2,000 円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200 円
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100 円
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000 円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900 円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800 円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700 円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600 円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400 円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200 円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000 円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800 円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上	31,600 円

公共交通機関を利用する場合は定期券を購入した実費分を支給

## • 住居手当

住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給する手当です。（手当上限額28,000円）

持ち家や職員住宅居住者には支給されません。また駐車場代や共益費等に対しても支給されません。

### 手当額

- 家賃の月額が27,000円以下

家賃の月額から16,000円を控除した額

（例 家賃27,000円の場合  
27,000円-16,000円=11,000円が手当として支給される。）

- 家賃の月額が27,000円を超える

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額

（例 家賃50,000円の場合  
((50,000円-27,000円) ÷ 2) + 11,000円 = 22,500円が手当額として支給される。）

## • 時間外勤務手当

時間外勤務手当は正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して支給する手当です。

### 手当額

～22：00まで勤務1時間あたりの単価の100分の125を支給

22：00～5：00まで勤務1時間あたりの単価の100分の150を支給（深夜加算）

## • 期末勤勉手当

民間での賞与（ボーナス）に相当する手当で6月と12月の年2回支給されます。

### 手当額

		6月期 (支給日：6月8日)	12月期 (支給日：12月10日)
R5年度	期末手当	1.2月	1.2月
	勤勉手当	1.0月	1.0月
	合計	2.2月	2.2月

※ 扶養手当が支給されている職員については加算措置あり

※ 役職に応じた加算あり

※ 4月新採用者については6月手当が減額調整されます。これ以外でも採用日により減額調整があります。また病気休暇や育児休業その他勤務しない日数が一定以上ある場合も減額の対象となります。

## • 寒冷地手当

毎年11月から3月までの5か月間支給される手当で扶養状況や生活実態に応じ8,600円、12,860円、22,540円のいずれかが手当として支給されます。

## 4. 勤務時間・休暇（保育所職員）

### ・勤務時間

- (1) 午前7時30分から午後4時00分まで
- (2) 午前8時30分から午後5時00分まで
- (3) 午前9時00分から午後5時30分まで
- (4) 午前9時30分から午後6時00分まで
- (5) 午前9時45分から午後6時15分まで

### ・休日 日曜日・祝日・年末年始（12月31日～1月5日）

### ・年次有給休暇

#### 付与日数

4月採用者はその年の12月まで15日の年次有給休暇が付与されます。1月以降は20日の年次有給休暇が付与されます。また取得しなかった年休は、20日を上限に翌年に繰り越します。

#### 取得単位

年次有給休暇を取得する場合は1時間を最低単位として半日、1日単位で取得できます。時間により取得する場合は7時間45分を以って1日の休暇取得とします。

### ・病気休暇

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です。（最長90日 土日含む）

休暇取得にあたっては就労不可を証明する医師の診断書が必要です。また病気の内容によっては復職に際し復職可能の診断書も必要となる場合があります。

### ・特別休暇（以下一般的なものを記載）

#### 結婚休暇

結婚の日の5日前から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日

#### 産前休暇

出産予定日以前の8週間目(多胎妊娠の場合にあつては、14週間目)に当たる日から、出産の日までの期間内において必要とする期間

#### 産後休暇

出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

#### 授乳のための休暇

生後1歳まで1日2回それぞれ1時間

#### 配偶者の出産

出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間

#### 子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇で1年において5日(その療育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間

### 介護休暇

職員の家族の介護のための休暇、通算して6ヶ月を超えない範囲

### 忌引休暇

職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじやおば	1日
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日
子の配偶者又は配偶者の子	1日
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじやおばの配偶者	1日
配偶者のおじやおば	1日

### リフレッシュ休暇

1月から12月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

### 妊娠休暇

妊娠中の職員が母子保健法に規定する健康診査を受ける場合 妊娠7月までは4週間に1日、妊娠8月から9月までは2週間に1日、妊娠10月から分娩までは1週間に1日、分娩後1年までは1日

**取得単位** 特別休暇を取得する場合は1時間又は1日単位で取得できます。

## • 育児休業

産後休暇8週経過後、育児のため休業する場合は当該子が3歳到達の前日まで育児休業と取得できます。

育児休業中が給料等は支給されませんが、代わりに北海道市町村職員共済組合（幼稚園教諭は公立学校共済組合）より原則1歳の前日まで育児休業給付金が支給されます。（概ね6割程度）

## 5. その他

上記のほか、職員の健康診断や福利厚生事業として共済組合等の貸付事業、生命保険の団体控除、各種積立等があります。

### 【参考資料】森町職員（保育士）の年収試算表

区分	給料（年額）	期末勤勉手当（年額）	合計
採用 1年目	2,010,000 円	477,000 円	2,487,000 円
採用 5年目（25歳）	2,340,000 円	850,000 円	3,190,000 円
採用10年目（30歳）	2,770,000 円	1,052,000 円	3,822,000 円
採用20年目（40歳）	3,630,000 円	1,439,000 円	5,069,000 円
採用30年目（50歳）	4,410,000 円	1,779,000 円	6,189,000 円
採用35年目（55歳） ※ 保育所長で計算	4,630,000 円	1,868,000 円	6,498,000 円

※ 採用1年目（4月採用者）は6月支給の期末勤勉手当に調整があります。（表は調整後の額）

※ 上記表には、扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、時間外勤務手当等の各種手当を含んでいません。

### 【問い合わせ先】

森町子育て支援課子育て支援係

〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町144番地1

電話：01374-7-1108 FAX：01374-2-7123

メール：kosodateshien@town.hokkaido-mori.lg.jp